

## 和歌山県肥料価格高騰対策事業の基本的な考え方

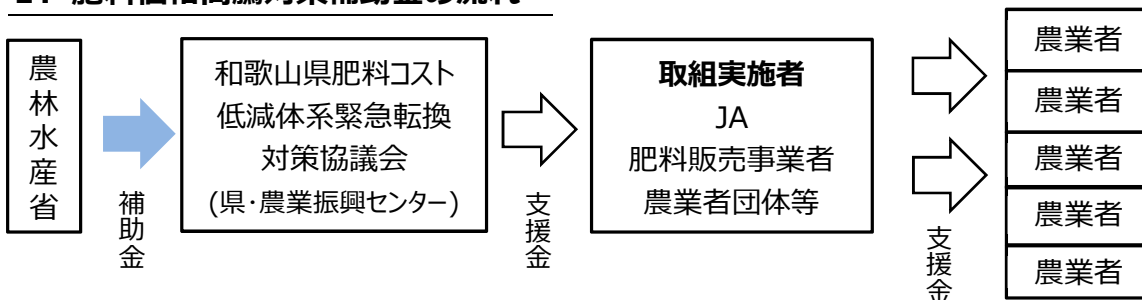
和歌山県農林水産部農業生産局  
果樹園芸課農業環境・鳥獣害対策室

### 肥料価格高騰対策の趣旨（国の考え方）

今回の取組は肥料価格が高騰している現状を踏まえ、肥料コストの低減の取組（2割低減相当）を行う農業者に対して、肥料費の高騰分（当年肥料費と前年肥料費の差額）の7/10相当を支援する内容である。

\*肥料コストの2割低減はあくまでも目標であり、農業者が低減の取組を提出した計画通り行ったかどうかを確認される。

### 1. 肥料価格高騰対策補助金の流れ



### 2. 取組実施者について

肥料販売事業者、農業協同組合等の販売事業者を想定。

原則として対象となる肥料を販売した事業者が、参加農業者（5戸以上）に対して、自ら販売した分をとりまとめ、申請するものと考えている。

また、農業者5戸以上でグループを組んで申請も可能（規約、代表者の設定、グループ名義の口座必要）。

### 3. 申請スケジュール等

和歌山県では秋肥分（R4.6月～10月購入）・春肥分（R4.11月～R5.5月購入）に分けて、2回の申請となる。

春肥分のスケジュールは資料2のとおり。受付期間は6月から9月末まで。